



パインブリッジ・インベストメントがベイカレント・コンサルティング <6532>株式の大量保有報告書を提出



ベイカレント・コンサルティング<6532>について、パインブリッジ・インベストメントが3月23日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「投資一任契約および投資信託による純投資を目的として保有」によるもの。

報告書によると、パインブリッジ・インベストメントのベイカレント・コンサルティング株式保有比率は、5.57%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2018年3月15日。